

人事行政の運営等について公表します

問合せ 総務課 ☎0495-77-2114

「神川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、当町の人事行政の運営等の状況の概要についてお知らせします。町職員の定員や給与・休暇などについて公表することにより、制度の公平性・透明性を高め、町民の皆様にご理解をいただくことを目的としています。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況

平成29年度の採用は一般行政職10名、内訳は男性2名と女性8名でした。

(2) 会計別職員数の状況

		職員数		増減数	
		平成28年度	平成29年度		
普 通 会 計	一 般 行 政	議 会	2	2	0
		総 務	30	28	▲2
		税 務	13	12	▲1
		労 働	0	0	0
		農林水産	7	7	0
		商 工	4	4	0
		土 木	10	10	0
		民 生	24	27	3
		衛 生	11	12	1
		計	101	102	1
教 育	教 育	22	22	0	
	普通会計計	123	124	1	
公 営 企 業 等 会 計	病 院 水 道 下 水 道 そ の 他 公 営 企 業 等 会 計	病 院	5	5	0
		水 道	4	4	0
		下 水 道	2	2	0
		そ の 他	12	12	0
		公営企業等会計	23	23	0
合 計		146	147	1	

2. 職員の人事評価の状況(平成28年度より新たに導入)

(1) 評価方法

- ①能力評価 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価
- ②業績評価 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価

(2) 評価期間 毎年4月1日～翌年3月31日まで

(3) 評価結果の活用 被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用

3. 職員の給与の状況

(1) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- ①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与(給料と諸手当)月額の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	39.1歳	299,500円	334,600円

②職員の初任給(給料)の状況(平成29年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	184,800円	167,600円	155,800円

(2) 職員の手当の状況

①期末・勤勉手当(平成28年度)

- ・1人あたり平均支給額 1,399千円
- ・支給割合 期末手当2.60月分 勤勉手当1.70月分

②退職手当(平成28年度)

平均支給額 18,412千円

③諸手当(平成28年度)

手当名	支給単価(月額)	支給実績(総額)	対象職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	5,000～13,000円	14,343千円	194千円
住居手当	借家 12,000～27,000円	6,680千円	88千円
	持ち家 3,500円		
通勤手当	自動車 2,000～15,800円	7,946千円	72千円
管理職手当	管理職員 課長級:53,000円	22,788千円	495千円
	課長補佐級:35,000円		

(3) 特別職の報酬等の状況(平成28年度)

区分	給料月額等
給料	町 長 686,850円(減額後)
	副町長 601,000円
	教育長 565,000円
期末手当	共通 4.30月分 役職加算 15% 町長は5%減額あり

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 年次有給休暇の取得状況

平成28年1月1日から12月31日までの職員の年次有給休暇の平均取得日数は6.1日であり、昨年(5.7日)より0.4日増加しました。

(2) 時間外勤務の状況(平成28年度)

職員1人あたりの時間外勤務は月平均5.5時間(昨年度に比べ1.4時間増)です。

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

平成28年度の分限及び懲戒処分はありませんでした。

6. 職員の退職管理の状況

再就職者が就職先である企業等のために役場職員に働きかけを行うことは公務の公正及びこれらに対する住民の信頼を損ねるおそれがあるため、離職後に企業等に再就職した元職員による働きかけが禁止されています。平成28年度については該当者はいませんでした。

7. 公平委員会の業務の状況

平成28年度において、職員からの勤務条件に関する措置の要求、並びに不利益処分に関する不服申立ての事案はありませんでした。

11月は「児童虐待防止推進月間」です

問合せ 町民福祉課子育て支援室 ☎0495-77-2112

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。



子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか?

子どもについて

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- ・不自然な傷や打撲のあとがある
- ・衣類やからだがいいつも汚れている・落ち着きがなく乱暴である
- ・表情が乏しい、活気がない・夜遅くまで一人で遊んでいる

保護者について

- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さい子どもを家においたまま外出している
- ・子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- ・子どものけがについて不自然な説明をする



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

11月は「いじめ撲滅強調月間」です

問合せ 町民福祉課子育て支援室 ☎0495-77-2112

埼玉県県民生活部青少年課 ☎048-830-5858

埼玉県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめに遭ったり、気が付いたら、一人で悩まずご相談ください。

電話相談窓口

よい子の電話教育相談

(24時間365日対応)

いじめ、不登校、学校生活、性格などに関する悩み

18歳以下の子ども専用(無料)

#7300又は0120-86-3192

保護者専用 048-556-0874

Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

いじめメール相談フォーム(右のQRコードから入れます)



ヤングテレホンコーナー

(埼玉県警察少年サポートセンター)

非行・不良行為・犯罪等の被害、その他少年の健全育成に関する相談

☎048-861-1152

(月～土/祝日・年末年始を除く 午前8時30分～午後5時15分)

子どもスマイルネット

いじめや体罰など利権侵害についての相談

☎048-822-7007

(毎日/祝日・年末年始を除く 午前10時30分～午後6時)



埼玉いのちの電話

いのちや、心の危機に追い込まれ、いま助けを必要とする時
相談電話 ☎048-645-4343 (24時間365日対応)

さいたまチャイルドライン

(毎日/年末年始を除く 午後4時～9時)

気持ちが落ち着かないで不安な時、友達・学校・家での事で困った時
子ども専用(18歳以下) ☎0120-99-7777

埼玉県こころの電話

心の健康や悩みに関する相談

☎048-723-1447

(平日/土・日・祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時)

子どもの人権110番

(さいたま地方法務局人権擁護課所管)

いじめや体罰、不登校や虐待といった、子どもをめぐる人権問題
☎0120-007-110

(月～金/祝日・年末年始を除く 午前8時30分～午後5時15分)